



「赤字なので法人市県民税を決算書に計上しなかったが、税務上はOKでも経審の手続き上、認められない…と聞いた。前期からの繰越金とも合わなくなるしどうすれば…」といった相談が会

計事務所からありました。公共工事が減る中で業者は有利に受注したいと必死です。この相談とは別のことですが、経審の虚偽申請を防止するため国交省は、対策第1弾とし

「60才を過ぎても働いてくれる従業員の賃金の事だが、60才時点と比べて75%未満に低下すると雇用保険から手当を貰える…との資料が手に入った。厚生年金から在職老齢年金も貰う予定。支給額が調整されるとも書いて

あるのでどうしたものか…?」とはT社からの質問です。この手当は高齢雇用継続給付といい、①60~64才の一般被保険者(パートもOK)で②被保険者期間が5年以上③原則として60才時点の賃金と

て6月に、経営状況分析機関による疑義チェックの抽出基準と確認方法を見直し、また行政による事後検査も強化しました。現在分析機関は20近くありますが、2つの機関を検査しただけで10社程の疑

### 経審虚偽申請事\対策第2弾!! 検査手順書を通知

業者が出たとの情報があります。国交省は対策

第2弾として、8/23に事後検査の「調査手順書」を地方整備局と各県に通知。情報共有のため「疑義業者連絡表」も作成した模様です。

経審も安易に考えたら大変な事になりますね。



### 賃金低下の給付金試算表を60~64才へ給付! サービス

比べて75%未満に低下しておれば低下率に応じて毎月の賃金の0~15%の額が支給される…という制度。ただし在老年金を同時に受給する場合は継続給付の額に応じて年金の

一部(0~6%)が支給停止される事も…。当事務所で

は60才到達時の賃金証明書交付の手続き時に継続給付の試算表をお付けするサービスを始めます。希望があれば在老年金との試算もします。

